

別表 2

居室等の利用について

項 目	利用上の留意点等
1. 水道について	水道は、洗面台・トイレに設置してあります。 居室内にはミニキッチンで水道のご利用ができます。
2. 電気について	居室ごとに個メーターを設置してあります。共用部分の電気料を加算し、請求させていただきます。
3. 冷暖房について	エアコンが各居室に設置してあります。 *火気類の使用は禁止いたします。
4. 電話について	電話については、電話会社とご契約下さい。
5. テレビ受信について	居室内にテレビ端子(同軸ケーブル)が設置してありますのでご利用ください。
6. 洗濯について	居室内個に洗濯機置き場を設置してあります。洗濯機、乾燥機はご用意下さい。
7. 排水について	配水管が詰まりますので、洗面・トイレ等でビニール袋やティッシュペーパー等を流さないでください。詰まった場合、修繕に係る費用をご負担下さい。
8. 生活騒音について	テレビ・ラジオの音量や居室内を歩く音等、お互い迷惑にならないようご注意ください。
9. ナースコールについて	居室及びトイレにナースコールを設置してあります。緊急時にボタンを押してください。
10. 防災設備について	各居室に熱感知器(自動火災報知設備)が設置してあります。火災時には1階事務所に通報されます。又、入居者には非常放送で火災発生をお知らせします。
12. 造作・模様替えについて	居室の改装は禁止です。一部模様替え等希望する場合は、施設長の承諾を得てください。その際の費用は入居者の負担となります。又、退去の際には入居者の費用負担により原状回復してください。
13. 居室備え付け設備の修理・取替えについて	居室に付帯する設備については、施設の負担で維持・修理をいたします。ただし、入居者やご家族等が故意又は過失により居室及び共用施設に付帯する設備を損傷、汚損した場合は、入居者の負担となります。
14. 喫煙について	居室内は禁煙です。喫煙は指定の喫煙場所をご利用ください。

※居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用してください。

※故意に、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、自己負担により原状に復していただく場合があります。